

(使用料)

第7条 使用者は、毎月使用料を納入しなければならない。

2 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表により算定した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率に地方税法第72条の83に規定する税率を加えた税率により算定した額を加算した額とする。この場合において1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 前項に規定するもののほか、使用料の算定及び納入に関し必要な事項は、規則で定める。

(徴収の猶予及び免除)

第8条 町長は、特に必要と認める場合には、使用料の徴収を猶予し、又はその一部若しくは全部に相当する額を免除することができる。

(使用料を免れた者に対する過料)

第13条 町長は、詐欺その他不正によって第7条の使用料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

別表（第7条関係）

使用料の月額			
基本水量	基本料金	超過水量	超過料金
10 立方米	1,100 円	1 立方米ごと	240 円